

※「ふっさ市民写真リレー」は新型コロナウイルス感染症の影響により、休載しています。



今号の主な記事 2面市長就任あいさつ 3面住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ 4面里帰り出産され、福生市へ帰ってくるのが難しい方へ 5面「子育て世帯への臨時特別給付金」についてのお知らせ 6面教育・体育施設等における6月1日以降の開館・開場状況のお知らせ

緊急事態宣言の解除に伴う福生市の対応について

※令和2年5月29日時点

●福生市における6月1日以降の公共施設等の対応をお知らせします

福生市における6月1日以降の公共施設等の開館等は、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(東京都5月22日決定)」および「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン(東京都5月22日決定)」に基づき、次のとおり対応します。

▼市の業務・公共施設の対応について

市役所・保健センターの「時間外開庁」および「全部署における正午～午後1時までの業務」を再開します。その他の公共施設の開館状況は下表のとおりです。また、右記のQRコードから市ホームページでもご覧いただけます。

【注意事項】 下表で「開館」と記載されていても、各施設ごとに施設実情に沿った感染予防・感染拡大防止対策を行う場合があります。詳細は、各施設の担当部署にお問い合わせください。



施設名	開庁・開館状況	問合せ
市役所・保健センター	6月1日(月)から通常開庁。時間外開庁(水曜日午後5時15分～8時、土曜日午前8時30分～午後5時15分)および全部署における正午～午後1時までの業務も再開	企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528 健康課 ☎ 552・0061
福祉センター	6月1日(月)から開館 ※浴室は6月8日(月)から再開(人数制限あり) ※貸室の6月分抽選会は6月8日(月)午後2時に行います。	社会福祉協議会 ☎ 552・2121
地域包括支援センター熊川	6月1日(月)から通常開館	福生市地域包括支援センター熊川 ☎ 510・2945
各児童館	6月1日(月)から開館	子ども育成課子ども育成係 ☎ 551・1733
ふれあいひろば・子育て地域活動室	6月2日(火)から開館※ふれあいひろばの利用可能時間は、火～土曜日午前10時～午後3時。なお、親子談話室での食事は当分の間、不可	子ども家庭支援課子ども家庭支援センター係 ☎ 539・2555
くるみる ふっさ	6月2日(火)から開館	シティセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740、環境課環境係(サイクルシェアリング) ☎ 551・1718
輝き市民サポートセンター	6月2日(火)から開館※6月10日(水)以降の利用については、6月9日(火)から予約受付を開始します。	協働推進課 ☎ 551・1590
福東会館	6月2日(火)から開館※6月10日(水)以降の利用については、6月9日(火)から予約受付を開始します。	施設公園課施設公園グループ ☎ 551・1985
多摩川中央公園	〈駐車場〉6月1日(月)から開場 〈バーベキュー施設〉7月1日(水)から開場	
福生かに坂公園	〈駐車場〉6月1日(月)から開場	
その他公園の複合遊具	6月1日(月)から開放	
川の志民館		環境課環境係 ☎ 551・1718
リサイクルセンター(リサイクルプラザ含む)	6月1日(月)から通常開館	リサイクルセンター ☎ 552・1621
教育・体育施設等(図書館・公民館・体育館・その他施設等)	詳細を6面に別表で掲載しています	

▼市職員の勤務体制について

感染予防対策として、4月13日から実施していた市職員の5割程度の「交代制在宅勤務」については解除します。

【問合せ】 職員課 ☎ 551・1589

●「福生市制施行50周年記念式典」の開催延期、その他のイベント等の中止・延期情報

7月5日(日)に開催を予定していた「福生市制施行50周年記念式典」は、12月19日(土)に延期することとなりました。

その他のイベント等についても、「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針(令和2年2月26日決定)」に基づき、当分の間、中止または延期の対応を延長します(9月末までは継続)。情報は、市ホームページで随時更新していきますので、右記のQRコードからご覧ください。



●小・中学校、学童クラブ、ふっさっ子の広場、保育園の対応

▼小・中学校

6月1日(月)～5日(金)までは週に2回の学級ごとの「分散登校日」を設定し、6月8日(月)からは通常どおりの学校を再開します。

【問合せ】 教育指導課指導係 ☎ 551・1538

▼学童クラブ

6月8日(月)から通常どおりの運営を再開します。※6月1日(月)から登所自粛を解除

【問合せ】 子ども育成課子ども育成係 ☎ 551・1733

▼ふっさっ子の広場・保育園

6月1日(月)から通常どおりの運営を再開します。※保育園は登園自粛を解除

【問合せ】 くふっさっ子の広場 生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551・1958

〈保育園〉 子ども育成課保育係 ☎ 551・1780

防災行政無線が聞こえなかったり、聞き逃したりした場合は042-551-2061、2062で内容を確認できます

市長就任あいさつ



福生市長 加藤育男

このたび、引き続き4期目の市政の重責を担うこととなりました。市民の皆さんの信頼と期待に応えることができるよう、全力で市政運営に取り組む所存です。

今、第一に取り組まなくてはならないのは、新型コロナウイルス感染症対策です。事態の収束に向けて市民の皆さんの健康を第一に感染拡大防止策を継続するとともに、生活に大きな打撃を受けている方々の生活を守るため、市独自の支援策を実施するなど、スピード感を持って積極的な対応を進めてまいります。

そして、かつて経験したことの無いこの難

局を乗り越えた先には、市制施行50周年の節目の年を迎えた福生市のさらなる発展のため、防災対策の強化や福生駅西口地区市街地再開発をはじめとした活気あるまちづくりを進め、第5期福生市総合計画で定めた目指すべきまちの姿である「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現に向けて取り組んでまいります。

これまで全力で進めてきたまちづくりの流れを未来へつなげるために全力投球いたします。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

「声の広報ふっさ」のお知らせ

市では、DAISY方式のCD版「声の広報ふっさ」をご希望の方へ、毎月2回の広報ふっさの発行ごとに、ご自宅に無料で郵送しています。

ご希望の方は、直接市役所1階1番秘書広報課広報広聴係窓口へお越しいただくか、電話でお申し込みください。

▼DAISYとは

デジタル録音図書国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます（利用者1割負担）。

6月2日(火)～8日(月)は「危険物安全週間」です

▼令和元年度東京消防庁危険物安全標語

「知っておこう 暮らしの中の 危険物」
 (作者：鈴木太佳雄氏※羽村市在勤)
 一般的に「危険物」といえばガソリンや灯油、軽油などの燃料類を思い浮かべますが、実は皆さんが普段から何気なく使用している日用品にも、危険物の入った製品がたくさんあります。身近なものでは、マニ

キュアや除光液、防水スプレー、接着剤、アロマトイル、消毒用のアルコールなどです。

これらの製品を利用する際に、危険性に対する認識が薄かったり、安易に取り扱ったり、または廃棄したりすることで、火災など思わぬ事故が発生しています。

「火気厳禁」「第一石油類」「危険等級」などのような表示があるものは、たばこやコンロなど火気の近くで使用したり、放置したりすることは絶対にやめましょう！

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119

令和2年度4月の物品の1寄附について

物品のご寄附について、令和2年4月中に次の方々からいただきました。ありがとうございました。

【寄附者】ドゥーイング 1027様、矢田成様、株式会社共栄代表馬福成様、張維昌様、石原美恵子様(寄附受付順)

【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

東京都知事選挙のお知らせ

【投票日】7月5日(日)
 【投票時間】午前7時～午後8時

【投票場所】市内各投票所
◆期日前投票(投票日当日、投票所に行けない方)

【投票期間】6月19日(金)～7月4日(土)
 【投票時間】午前8時30分

午後8時
【投票場所】 市役所第二棟1階(郵便局側入口付近)
【投票に必要なもの】 入場整理券か、本人確認ができるもの

◆投票できる方

◎日本国民で、年齢が満18歳以上の方(平成14年7月6日以前に生まれた方)
 ◎令和2年3月17日までに転入届出をし、福生市内に引き続き居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている方

◆都内から転入届出をした方

令和2年3月18日以降に都内から転入届出をした方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、そちらで投票することが可能です。

投票の際には福生市長の発行する「住民票」等が必要です(選挙用であれば市役所窓口交付の場合無料)。
 ※都外からの転入者は、投票できません。

▼東京都知事選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

◆選挙管理委員会が行う感染症対策

- ◎投票所へのアルコール消毒液の設置
- ◎投票管理者、投票立会人、投票所職員のマスク着用
- ◎定期的な投票所の換気
- ◎定期的な記載台、鉛筆、その他の不特定多数の方が触れるものアルコール消毒
- ◆有権者の皆さんにお願いする感染症対策
- ◎ご持参の鉛筆等でも投票用紙に記入できます

市ホームページのバナー広告を募集します

【掲載場所】市ホームページトップページ
 【掲載期間】1か月を単位として、継続掲載が可能です。年度ごとに更新します。
 【掲載料】1か月20,000円※継続掲載には下表のとおり割引制度あり。

掲載期間	月額掲載料
1～2か月	20,000円
3～5か月	19,000円
6～11か月	18,000円
12か月(4月から翌年3月まで)	16,000円



▲市ホームページトップページ

【広告の規格】天地50ピクセル、左右180ピクセル、10キロバイト、GIF形式(GIFアニメ不可)、静止画、画像の点滅は不可
 ※広告の内容によっては、掲載をお受けできない場合があります。

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

「市内事業者向けよろず支援相談専用ダイヤル」を設置しています

市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内事業者に対し、資金繰りや業況悪化に伴う経営上の不安や、国や東京都の支援策への手続き方法等の各種相談に応じる支援相談専用ダイヤルを開設しています。お気軽にお問い合わせください。

市内 中小企業
 個人 事業主の 皆さま



☎ 042-513-3222

※混雑によりお電話がつながりにくい場合がございますので、その場合はお時間をおいておかけ直してください。

【対象】市内事業者
 【期間】受付中。7月31日(金)まで(土・日・祝日を除く)
 【相談時間】午前9時～午後5時

【特別定額給付金について】特別定額給付金の受付を開始しています。ご質問やご相談については、専用のコールセンターを開設していますので、お問い合わせください。【問合せ】福生市特別定額給付金コールセンター ☎ 0570・066・234

咳エチケット、来場前後の手洗い、マスク着用にご協力ください
 ◎周りの方と距離を保つようお願いいたします
 ◎投票日当日、各投票所は混雑することが予想されますので、利用ください
 ※詳細は、6月1日発行の「選挙のお知らせ」をご覧ください。
 【問合せ】選挙管理委員会 事務局 ☎ 551・1802

6月の納税のお知らせ

6月は市・都民税（第1期）の納期です。納期限は6月30日（火）です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は6月30日（火）の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

コンビニエンスストアで

市税等が納められます

市・都民税（特別徴収、法人市民税を除く）、軽自動車税種別割、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、休日・夜

間を問わず、日本全国のコンビニエンスストア等取扱店舗で納められます。ぜひご利用ください。コンビニエンスストア等取扱店舗は納付書の裏または市ホームページでもご覧いただけます。

※コンビニエンスストアでは、次のいずれかに該当する場合は納められません。

○取扱期限（納期限）を過ぎた場合

○納付書にバーコードが印字されていない場合

○バーコードが印字されていない場合

○納付書1枚の税（料）額が30万円を超える場合

○金額の訂正がある場合

【注意事項】納付書は納期ごとに1枚ずつ分かれていきますので、紛失にご注意ください。

①新しい新型コロナウイルス感染症の影響により、納期・内容をご確認ください。また、お支払いの際には、納期・内容を十分ご確認ください。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の「特例制度」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が前年同時期に比べ20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

【対象となる税等】・納期限が令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する市税（市・都民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）

・これらのうち、すでに納期限が過ぎて未納の市税（固定資産税・都市計画税令和元年度第4期分、国民健康保険税令和元年度第8期分等）についても、さかのぼってこの特例を利用することができません。

【申請手続等】6月30日（火）または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭でお伺いします。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

ごみや資源、粗大ごみの排出について

排出量の抑制にご協力ください

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛等が求められていたに伴い、家庭内での消費活動の増加や片付け等でごみや資源、粗大ごみが増加しています。

今後、流通や処理が滞る可能性があることから、当分の間、日常生活を送るうえでどうしても出てしまうものを除き、ごみや資源、粗大ごみの排出量の抑制にご協力をお願いします。

衣替え等で出た古着・古繊維の排出は、できる限り自宅保管をお願いします

海外で再利用されている古着・古繊維は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、流通が滞り輸出が困難な状況です。

状況が改善されるまでの間、自宅で保管するなどして、排出量の抑制にご協力をお願いします。

雨の日は古着・古繊維の収集はできません

少しでも濡れてしまった古着・

古繊維は、カビ等が発生し再利用できないため収集できません。また、袋に入っても濡れる恐れがあることから、雨の日は収集できません。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

使用済みマスクやティッシュの捨て方

家庭から出る使用済みマスクやティッシュは感染症対策として、次のことに気を付けて、燃やせるごみとして出してください。

- ①ごみ箱に直接ごみを入れず、ごみ箱の内側にゴミ袋を重ねる。
②ごみに直接接触しないよう、袋の口をしっかり縛って封をする。
③ごみを捨てた後は石けんを使って流水で手をよく洗う。

適切に捨てることで、家庭だけでなく、収集業者等の感染を防ぐことにつながります。

ごみや資源、粗大ごみの安定的な収集と処理を継続するために、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

【問合せ】 環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

年金だより

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合、臨時特例措置として

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。

▼耐震改修工事をした場合

令和3年3月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡相当分までを限度に2分の1（長期優良住宅に認定された場合は3分の2）減額されます。

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
②現行の耐震基準に適合する改修工事であること
③費用が50万円超のもの

▼バリアフリー改修工事をした場合

令和3年3月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①～④の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅で、居住部分の割合が2分の1以上のもの（賃貸を除く）
②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
③次のいずれかの方が居住する既存の住宅

- ・65歳以上の方
・要介護認定または要支援認定を受けている方
・障害のある方
④補助金などを除いた自己負担額が合計50万円超のもの

▼省エネ改修工事をした場合

令和3年3月までに現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡を限度に3分の1（長期優良住宅に認定された場合は3分の2）減額されます。

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅で、居住部分の割合が2分の1以上であるもの（賃貸を除く）
②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
③次のいずれかの工事を行い、補助金などを除いた自己負担額が合計50万円超のもの

- ・窓の改修工事（必須工事）
・床・天井・壁の断熱などの改修工事
※いずれの工事も完了後3か月以内に申告してください。減額措置や申告方法、添付書類等の詳細は、課税課資産税係へお問い合わせください。

【問合せ】 課税課資産税係 ☎ 551・1614

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険傷病手当金の支給について

福生市国民健康保険加入者で給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス

本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能ですが、提出が難しい場合は口頭でお伺いします。詳細は、お問い合わせください。

【対象】令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、かつ令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方

【申請対象期間】令和2年2月分～6月分まで

申請は、市役所1階5番保険年金課窓口または年金事務所に直接提出することも可能ですが、申請書を日

らダウンロードしてご記入いただき、郵送での提出も可能です。申請を希望される方は、まずは電話でお問い合わせください。

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

その他の手続きにおいても、郵送処理が可能な手続きがありますので、感染拡大防止の観点から、来庁を最小限にするために事前に電話でお問い合わせください。

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

【土曜日のマイナンバーカード交付は予約制となります】 予約状況により、ご希望の時間に受付できない場合がありますので、ご予約はお早めをお願いします。

【予約申込み】 電話で平日（祝日を除く）の午後5時15分までに総合窓口課マイナンバー担当 ☎ 551・1511（内線2419）へ。

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法は市ホームページをご覧ください）



自慢のお子さんを広報ふっさで紹介します!

夢葵ちゃん
2020年1月25日生まれ



ニコニコ可愛い夢葵ちゃん!
すくすくと大きくなってね

れいちゃん
2018年6月21日生まれ



お兄ちゃんのようにミッキーが大好きな女の子です!

蓮ちゃん
2020年4月9日生まれ



大好きな蓮くん!
元氣いっぱい大きくなあれ!


～QRコードから簡単応募～
次号掲載のお子さん大募集!



【対象】2018年7月以降に誕生した市内在住のお子さん
【掲載号】広報ふっさ7月1日号
(応募締切は6月10日(水)午後5時)

郷土資料室からのお知らせ

市制施行 50 周年記念
郷土資料室企画展示
「資料が語る福生市のあゆみ」



郷土資料室では、市制施行 50 周年を記念して、明治時代から現代までの福生市の軌跡をたどる企画展示を会期を変更して開催します。

本展示では、古文書や記念品などの資料を通して、行政の変遷、産業や生活の変化、さらには東京オリンピックとの関わりなど、これまでの福生市のあゆみを振り返ります。

【期間】6月2日(火)～21日(日)午前10時～午後5時(月曜休館日)
※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により展示会期が変更となる場合があります。

【問合せ】生涯学習推進課文化財係 ☎ 530・1120

教育・体育施設等における6月1日以降の開館・開場状況のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内の公共施設を閉館・閉場していましたが、次のとおり利用を再開します。感染症対策のため、申請・利用の際にご協力をお願いすることがあります。詳細は、市ホームページをご覧ください。担当部署にお問い合わせください。

施設名	再開日	申請・利用方法	問合せ	
熊川地域体育館	6月1日(月)	6月10日(水)～7月31日(金)までの利用については、6月9日(火)から通常どおり予約受付を開始します。	熊川地域体育館 ☎ 552・1980	
福生地域体育館			福生地域体育館 ☎ 530・8811	
福生野球場			福生野球場管理棟 ☎ 552・4016	
ネッツ多摩 S & D フィールド (市営競技場) テニスコート			ネッツ多摩 S&D フィールド (市営競技場) 管理棟 ☎ 552・3731	
福東テニスコート			福東テニスコート管理棟 ☎ 553・2273	
武蔵野台テニスコート			武蔵野台テニスコート管理棟 ☎ 552・4751	
各図書館	6月2日(火)	6月10日(水)～7月31日(金)までの利用については、6月9日(火)午前9時から、現地窓口で予約受付を開始します。	中央図書館 ☎ 553・3111	
市民会館			市民会館 ☎ 552・1711	
各公民館およびさくら会館			公民館 公民館係 ☎ 552・2118、公民館白梅分館 ☎ 553・3454、公民館松林分館 ☎ 552・3624、さくら会館 (公民館 公民館係) ☎ 552・2118	
各地域会館			わかざり会館 ☎ 552・7421、わかたけ会館 ☎ 551・0083、扶桑会館 ☎ 552・6717 (福生市商工会 [指定管理者] ☎ 551・2927)、かえで会館 (生涯学習推進課生涯学習推進係) ☎ 551・1950、田園会館 ☎ 552・3133	
プチギャラリー			令和3年5月、6月分の利用については、6月9日(火)午前10時から抽選会を行います。	
茶室福庵			生涯学習推進課生涯学習推進係 ☎ 551・1950	
旧ヤマジュウ田村家住宅			公民館 公民館係 ☎ 552・2118	
郷土資料室			生涯学習推進課文化財係 ☎ 530・1120	
学校施設開放			校庭のみ開放 (当分の間、体育館・校舎の利用は不可) また、6月10日(水)～7月31日(金)までの利用については、6月9日(火)午前9時から予約の受付を開始します。	スポーツ推進課 ☎ 552・5511 教育総務課学校施設係 ☎ 551・1937
中央体育館			中央体育館 ☎ 552・5511	
福東第一少年野球場	6月10日(水)～7月31日(金)までの利用については、6月9日(火)から通常どおり予約受付を開始します。	6月10日(水)～7月31日(金)までの利用については、6月9日(火)から通常どおり予約受付を開始します。	スポーツ推進課 ☎ 552・5511	
福東第二少年野球場				
福東球技場				
福東グランド				
加美平野球場				
ネッツ多摩 S & D フィールド (市営競技場)				ネッツ多摩 S&D フィールド (市営競技場) 管理棟 ☎ 552・3731
防災食育センター	当分の間、施設見学等は中止	防災食育センター ☎ 551・1344		